

自動販売機等の電気料及びその支払に関する協定書

上尾市（以下「甲」という。）と【借受人名称】（以下「乙」という。）は、市有財産賃貸借契約第8条第2項に伴う電気料の支払に関し、次のとおり協定を締結する。

1. 協定の目的物 清涼飲料水の自動販売機
2. 協定期間 令和7年4月1日～令和12年3月31日
3. 設置場所
- 所在地 上尾市大字瓦葺150番地
- 財産名称 上尾伊奈斎場つつじ苑
- 貸付箇所 ●●●●
- 貸付面積 ●平方メートル
- 台数 ●台

4. 電気料

乙は、毎月の電気使用量に応じた実費相当額を甲に支払うものとし、次のとおりとする。

実費相当額	電気使用量に26円/1Kwh（単価）を乗じた額
-------	-------------------------

5. 電気料の支払方法

- (1) 甲は、各自動販売機等に設置されたメーターにより自動販売機に係る電気使用量を計測し乙の実費負担分として毎月の電気使用量に前述4の単価を乗じた額を、乙に請求するものとする。
- (2) 電気料については毎月払いとする。
- (3) 乙は、甲が発行する請求書により、甲が指定する納付期限までに、前項の電気料を甲に支払わなければならない。

6. その他

本協定に定める以外の問題が生じた場合は、甲乙双方誠意をもって協議の上解決するものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名捺印の上、それぞれその1通を保有する。

令和 年 月 日

上尾市本町三丁目1番1号

甲 上尾市
上尾市長

【相手方所在地】

乙 【相手方名称】

【肩書】 【氏名】 印